

仮訳

2019年9月陸生動物衛生基準委員会会合報告に対する 日本のコメント

我が国は、陸生動物衛生基準委員会(コード委員会)、作業部会及び特別専門家会合のこれまでの作業に謝意を表し、コード委員会に対し、陸生動物衛生コード改正案にコメントを提出する機会を与えていただいたことに感謝します。

我々は、次の文章に対するコメントを提出します。

内容

1. 第 7.5 章 動物のと殺	2
2. 第 7.Z 章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム	3
3. 第 10.4 章 鳥インフルエンザ	9
4. 第 11.4 章 牛海綿状脳症 (BSE)	12

1. 第7.5章 動物のと殺

1) 第7.5.1条に対する改正案(挿入/削除)

第7.5.1条

序文

と殺における良好なアニマルウェルフェアを提供することは、倫理的及び経済的に利益がある。アニマルウェルフェアの措置を実施することは作業者の安全、及び製品の品質及び食品の安全性の向上につながり、食品の安全性のために必須である[Blokhuis *et al.*, 2008; Lara and Rostagno, 2018]。

理由:

第7.1.2条(アニマルウェルフェアの指導原則)における「アニマルウェルフェアの向上は食品の安全性を向上させることがよくある」との記載に合わせるため。

2. 第7.Z章 アニマルウェルフェアと採卵鶏生産システム

1) 全般にわたるコメント

はじめに、改めてアニマルウェルフェア章の全般についての日本の見解を示す。

我々は OIE コードにおけるアニマルウェルフェアのコードにおける推奨事項は、柔軟性が確保されたものであるべきと信じている。

家畜生産システムは、気候風土、文化、食の安全、社会環境等を踏まえて世界中で多様な発展をとげており、また、アニマルウェルフェアは科学倫理、経済、政治的な側面を含む多面的な公共政策上の課題であることを踏まえ、OIE は、これらのバランスをとりつつ具現化するための戦略を策定するとされている。(第70回 OIE 総会の RESOLUTION XIV)

養鶏においても、様々な飼養システムごとにメリットとデメリットがあると報告(C. M. Sherwin *et al.*, 2019, H. J. BLOKHUIS *et al.*, 2007)されている。また、文化的な要因も国によって様々である。

例えば、我が国では、卵の消費量が多く(国民1人当たりの卵の消費量も年間 300 個超)、生卵を食べる文化が根付いている。また、国土は狭く高温多雨多湿である。このような環境下で、アニマルウェルフェアに配慮した生産を通じて、安全な卵の安定供給を達成するためには、多様な飼養システムが認められることが不可欠である。

我が国からのものを含む、二次案に対する、多様性を認めることを求めるコメントがコード委員会により考慮された結果、柔軟性のある、一次案に近い内容の案が示された。

我々は、コード委員会やアドホックグループのこれまでの作業に謝意を表するとともに、章全体を通じて多様性を認める内容となるよう、第7.Z章の三次案に対して以下のコメントをする。

<文献>

C. M. Sherwin *et al.*, 2019: Comparison of the welfare of layer hens in 4 housing systems in the UK: British Poultry Science Volume 51, Number 4 (August 2010), pp. 488-499

H. J. BLOKHUIS *et al.*, 2007: The LayWel project: welfare implications of changes in production systems for laying hens: World's Poultry Science Journal, Vol. 63, March 2007

2) 第7.Z.2条に対する改正案(挿入/削除)

第7.Z.2条

適用範囲

(略)

本章は、第6.5章、第7.1章、第7.2章、第7.3章、第7.4章、第7.5章及び、第7.6章、セクション4と併せて読むものとする。

理由:

採卵若雌鳥と採卵鶏のアニマルウェルフェアのためには「疾病からの自由」も重要であることから、

仮訳

疾病の予防及び管理に関するセクションも参照する必要があるため。

3) 第 7.Z.4 条に対するコメント

第7.Z.4条

採卵若雌鶏及び採卵鶏に係る勧告

それぞれの勧告は、第7.Z.3条由来の一連の関連する結果に基づく基準又は測定指標、適切な場合には、その他の基準又は測定指標を含む。これらの基準や測定指標の適切さは若雌鶏及び雌鶏の飼養されているシステムに従って決められる。

コメント:

多様な飼養システムを容認する内容になっており、日本はこの修正を支持する。

4) 第 7.Z.9 条に対する改正案(削除)

第7.Z.9条

床

床の傾斜、設計、建設は、採卵若雌鶏と採卵鶏の移動を適切にサポートし、怪我や挟み込みを防ぎ、健康を確保し、~~正常な行動を可能にする~~ものとする。

理由:

床の主な目的は、採卵若雌鶏と採卵鶏をサポートすることである。「移動」は動作のひとつに過ぎず、床ばかりでなくその他の収容システムにも影響されるものである。特定のシステムと結び付く「移動」について言及することは不要である。

また、「正常な行動」が具体的に定義されていないことから、「正常な行動を可能とする」とは何を示すのが明確でないことから、削除することが適切と考える。

5) 第 7.Z.10 条に対する改正案(削除)

第7.Z.10条

砂浴びの区域

~~砂浴びを促進するために砕けやすい乾燥した敷料にアクセスすることが望ましい。~~提供する場合、砂浴びの区域は、砂浴びを促進し、同時に砂浴びを可能にし、過度の競争を防ぎ、損傷や負傷を引き起こさないように設計および配置するものとする。砂浴びの区域は、点検と保守が容易であるものとする。

理由:

測定指標のうち「疾病、感染及び寄生虫の発生」について、前回の日本のコメントを踏まえた修正をしていただき感謝する。

仮訳

日本は、"desirable"を含む一文を削除することを提案する。

第一に、結果に基づく指標を定めた 7.Z.3 において、砂浴びは「身体のメンテナンスに有益」と既に定義されていることから、改めて"desirable"と記載する必要性はない。記載することで、逆に他の勧告が"desirable"でないように解されるおそれがある。各条には、固有の推奨事項のみを記載すべきである。

第二に、敷料の提供が望ましくない場合もあることから、常に望ましいと解釈される表現は適切でない。具体的には、二次案に対するコメントにおいて示した事例に加え、砂浴びを可能とするシステムのひとつであるエイビアリーシステムは従来型のケージと比べて、作業者の呼吸器系へ悪影響を与えることで労働環境が悪くなることが報告(Mitchell.D.et al.,2015)されている。これにより、かえって鶏の健康観察が不十分となり、アニマルウェルフェアに対しマイナスに作用する可能性がある。

<文献>

Mitchell. D. *et al.*,2015: Cage Versus Noncage Laying-Hen Housings: Worker Respiratory Health.

6) 第 7.Z.11 条に対する改正案(削除)

第7.Z.11条

ついでばみの区域

~~ついでばみを促進する敷料へのアクセスが望ましい。~~提供される場合、ついでばみの区域は、同時のついでばみ行動を促進し、過度の競争を防ぎ、損傷や負傷を引き起こさないように設計および配置するものとする。ついでばみの区域は、検査と保守が容易であるものとする。

理由:

測定指標のうち「疾病、感染及び寄生虫の発生」について、前回の日本のコメントを踏まえた修正をしていただき感謝する。

日本は、"desirable"を含む一文を削除することを提案する。

第一に、結果に基づく指標を定めた 7.Z.3 において、ついでばみ行動は「動機づけられた行動」と既に定義されていることから、改めて"desirable"と記載する必要性はない。記載することで、逆に他の勧告が"desirable"でないように解されるおそれがある。各条には、固有の推奨事項のみを記載すべきである。

第二に、敷料の提供が望ましくない場合もあることから、常に望ましいと解釈される表現は適切でない。具体的には、二次案に対するコメントにおいて示した事例に加えついでばみを可能とするシステムのひとつであるエイビアリーシステムは従来型のケージと比べて、作業者の呼吸器系へ悪影響を与えることで労働環境が悪くなることが報告(Mitchell. D. *et al.*, 2015)されている。これにより、かえって鶏の健康観察が不十分となり、アニマルウェルフェアに対しマイナスに作用する可能性がある。

仮訳

<文献>

Mitchell. D. *et al.*, 2015: Cage Versus Noncage Laying-Hen Housings: Worker Respiratory Health.

7) 第 7.Z.12 条に対する改正案(削除)

第7.Z.12条

営巣の区域

~~営巣の区域へのアクセスが望ましい。~~提供する場合、営巣の適切な材料で構築し、営巣を促進し、過度の競争を防ぎ、損傷や負傷を引き起こさないように設計および配置するものとする。営巣の区域は、検査、清掃、および保守が容易なものとする。

理由:

測定指標のうち「疾病、感染及び寄生虫の発生」について、前回の日本のコメントを踏まえた修正をしていただき感謝する。

日本は、”desirable”を含む一文を削除することを提案する。

第一に、結果に基づく指標を定めた 7.Z.3 において、営巣は「動機づけられた行動」と既に定義されていることから、改めて”desirable”と記載する必要性はない。記載することで、逆に他の勧告が”desirable”でないように解されるおそれがある。各条には、固有の推奨事項のみを記載すべきである。

第二に、営巣の区域の設置が望ましくない場合もあることから、常に望ましいと解釈されうる表現は避けるべきである。具体的には、二次案に対するコメントにおいて示した事例に加え、二次案に対し営巣を可能とするシステムのひとつであるエイビアリーシステムは従来型のケージと比べて、作業者の呼吸器系へ悪影響を与えることで労働環境が悪くなることが報告 (Mitchell. D. *et al.*, 2015) されている。これにより、かえって鶏の健康観察が不十分となり、アニマルウェルフェアに対しマイナスに作用する可能性がある。

<文献>

Mitchell. D. *et al.*, 2015: Cage Versus Noncage Laying-Hen Housings: Worker Respiratory Health.

8) 第 7.Z.13 条に対する改正案(挿入/削除)

第7.Z.13条

止まり木

~~止まり木へのアクセスが望ましい。~~ 提供する場合は、適切な材料で構築し、すべての層の採卵雌鶏と採卵鶏による止まりを促進し、過度の競争を防ぎ、キールの変形、足の問題またはその他の怪我を最小限に抑え、止まり木の安定性を確保するように設計、持ち上げ、配置するものとする。

測定指標: 肢の問題、有害な羽つつき及び共食い、損傷率及び深刻度、止まり木、羽の状態、休息及び休眠、空間分布、**疾病、感染及び寄生虫の発生**

理由:

日本は、"desirable"を含む一文を削除することを提案する。また、測定指標には「疾病、感染及び寄生虫の発生」を加えるべきと提案する。

第一に、結果に基づく測定指標を定めた 7.Z.3 において、止まることは「動機づけられた行動」と既に定義されていることから、改めて"desirable"と記載する必要性はない。記載することで、逆に他の勧告が"desirable"でないように解されるおそれがある。各条には、固有の推奨事項のみを記載すべきである。

第二に、止まり木の設置が望ましくない場合もあることから、常に望ましいと解釈されうる表現は避けるべきである。具体的には、二次案に対するコメントにおいて示した事例に加え、止まり木の設置は、骨折等のリスクを増加させるとの報告もある (V.Sandilands.et al.,2009; P.Y.Hester.et al.,2013)。

また、他の条と同様に、「疾病、感染及び寄生虫の発生」を加えるべきである。

<文献>

V. Sandilands, C. Moinard and N.H.C. Sparks: Providing laying hens with perches: fulfilling behavioural needs but causing injury?

P. Y. Hester ,*1 S. A. Enneking ,* B. K. Haley ,* H. W. Cheng ,† M. E. Einstein ,* and D. A. Rubin: The effect of perch availability during pullet rearing and egg laying on musculoskeletal health of caged White Leghorn hens

仮訳

9) 第 7.Z.26 条に対する改正案(挿入)

第7.Z.26条

緊急時計画

緊急時計画は、獣医サービスが策定した又は推奨した国家プログラムと整合しているものとする。 動物の避難が可能な場合のため、避難計画が予め計画に含まれているものとする。 人道的緊急殺処分手順は第7.6章に推奨される方法に従い計画の一部とする。

理由:

安楽死の決定の前に避難が可能な場合について考慮する必要があるため。

3. 第 10.4 章 鳥インフルエンザ

1) 全般にわたるコメント

我が国は、今般のアドホックグループの評価結果をもって、低病原性鳥インフルエンザを OIE リスト疾病から削除することについて反対する。

我が国は、高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザの病原性等の違いを踏まえ、家畜における低病原性鳥インフルエンザの発生による貿易上の扱いを、高病原性鳥インフルエンザと異なるものとするには同意する。一方で、OIE 疾病リストは、第 1. 2 章にも明記されているとおり、人獣共通感染症を含む重要な動物疾病の拡大を防ぐために、透明性をもって、適時に、定期的に通報がなされることを目的に作成されており、人獣共通感染症としての特性を有することがあることや、高病原性鳥インフルエンザの変異源となりうる低病原性鳥インフルエンザは、リスト疾病とすべき十分な理由を有すると考える。

具体的には、アドホックグループによる評価では、ヒトへの健康影響を評価する 4 (a) 要件について、全ての低病原性鳥インフルエンザが人獣共通感染症とは言えないことを理由に、“結論が出ない (inconclusive)”との結果を出している。しかしながら、アドホックグループが自ら指摘しているとおり、H7N9 亜型のように、ヒトに感染して高い致死率を示すなど、人の健康に重篤な健康影響をもたらす事例が明確に認められている事実を鑑みると、ヒトへの健康影響要件に該当しないとの判断は適切ではない。WHO においても、H7N9 亜型は、トリに由来する、ヒトに深刻な健康影響を及ぼすインフルエンザとして、国際的な監視が重要とされている。

また、家畜の生産性等への影響を評価する 4 (b) についても、一部の低病原性鳥インフルエンザは、生産性低下に加え、高病原性に変異し、畜産に重大な影響を与える可能性を勘案すると、「必ずしも家畜の生産性等への影響があるとは言えないことから、要件には該当しない」、との判断は適切ではない。

我が国は、低病原性鳥インフルエンザが OIE リスト疾病から削除されることにより、緊急通報だけでなく、定期報告の対象からも外れることとなり、低病原性鳥インフルエンザの世界的な発生動向を把握することが極めて困難となることを懸念している。世界における低病原性鳥インフルエンザの発生状況を各国で共有することは、病原性の変化や、人獣共通感染症への変異の可能性を早期に把握し、対処する上で重要であると考えます。

OIE は、円滑で安全な動物や畜産物の輸出入に係る基準を定めると同時に、動物衛生に関する国際機関として、世界における動物疾病発生状況の把握、分析、共有、そしてそれらを踏まえた国際的な対策を構築する重要な役割を担っていると考える。その点において、我々は近く運用が開始する OIE-WAHIS の疾病情報の集約・分析機能に大きな期待を寄せているが、そのような中で、情報収集の要となる通報/報告対象を狭めることとなるような見直しは、6次戦略にも示されている情報共有の強化の流れにも沿わないのではないかと懸念している。

2) 第 10.4.4.条に対するコメント

第 10.4.4 条

家きん以外の生きた鳥の輸入に関する勧告

獣医当局は、原産国の高病原性鳥インフルエンザのステータスにかかわらず、以下の各号を満たす旨証明する国際動物衛生証明書の提示を義務付けるものとする。

- 1) 当該鳥が、発送日に、家きんでは鳥インフルエンザとみなされるウイルス感染の臨床症状を呈していなかったこと。
- 2) それが孵化して以来又は発送前少なくとも 28 日間(群レベルの潜伏期間の 2 倍)、獣医サービスが承認した隔離施設で飼育され、当該隔離期間中、家きんでは鳥インフルエンザとみなされるウイルス感染の臨床症状を呈さなかったこと。

...

コメント:

第 10.4.4.条の 2)について、家きん以外の生きた鳥の隔離期間が 21 日間から 28 日間に変更された理由について説明を求めたい。現行のコードでは、隔離期間は 21 日間であり、潜伏期間と同じ長さである。隔離期間が潜伏期間に基づくのであれば、改正後のコードにおいて高病原性鳥インフルエンザの潜伏期間が 14 日と変更されていることから、隔離期間も 14 日に設定されるべきである。生きた鳥の隔離期間の変更は生きた鳥の貿易活動に直結することから、我が国は、1潜伏期間ではなく 2 潜伏期間を隔離期間とする今回の見直しの、科学的根拠の提供を求めたい。

仮訳

3) 第 10.4.22ter 条に対する改正案とコメント(挿入)

第 10.4.22ter 条

家きん個体群及び家きん以外の飼育下にある鳥における低病原性鳥インフルエンザの監視

低病原性鳥インフルエンザの発生は施設レベルで管理することが可能である。しかしながら、他の家きん施設への伝播が特に検知されておらず管理されていない場合、ウイルスの変異のリスクを上げることとなる。そのため、啓発と報告を含む監視システムがなされるべきである。さ

らに、家きん以外の飼育下にある鳥においても、H5/H7 低病原性鳥インフルエンザのモニタリングを行うべきである。

理由及びコメント:

裏庭養鶏のうち、一世帯で飼養される鳥について、流通を前提とした家きんの定義から除外することは、科学的には妥当と承知。

一方、これらの鳥についても、家きんと同様に飼養管理を通じヒトとの接触が常にあり、人畜共通感染症としての特性を有する可能性があるから、これらの鳥に対しても、H5/H7 低病原性鳥インフルエンザについて、引き続き監視を行っていくことが重要。

4. 第 11.4 章 牛海綿状脳症 (BSE)

1) 全般にわたるコメント

本疾病が流行の終末期にあることを考慮すると、改正内容は科学的に妥当と考える。

このうち、サーベイランス手法については、これまでのポイント制を廃止し、リスクベースのパッシブサーベイランスにしていくという見直しであると承知している。もし、本見直しが採択されれば、今後は各国がリスクベースのサーベイランス体制を構築していくこととなるが、そのために、現行のサーベイランス手法の有効性や費用対効果等、今回の見直しにあたって行われた検証結果や、サーベイランス体制の構築に当たっての留意点等を改めて示して頂きたい。

また、パッシブサーベイランスを有効に機能させるには、当該国において、疑わしい症状を見つけるための臨床観察が十分に行われ、通報が確実に行われる体制が、国レベルで構築されていることが必須となると考える。同様に、放牧等の飼養形態をとっていることにより、飼料規制を講じていなくても、BSE 病原体が循環しているリスクは無視できるとする考え方を適用するに当たっては、当該国の獣医当局が、全ての飼養牛の飼養管理形態を確実に把握・監督していることが必須となる。これらのことから、ステータス認定に当たっては、PVS による獣医組織能力評価等も活用し、当該国又は地域における獣医当局の能力についても慎重に評価されたい。